

仕様書

1. 業務名

「清流の国ぎふ」文化祭2024 マスコットピンバッジ制作業務委託

2. 委託業務期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

3. 委託業務の概要

本業務は、2024年（令和6年）秋に開催する『「清流の国ぎふ」文化祭2024』の周知及び機運醸成を目的に、ピンバッジを制作するものである。

4. 業務内容

(1) ピンバッジの仕様については、以下の通りとする。

- ・サイズ：H24×W23×1.0厚mm程度
- ・材質：本体 真鍮・ニッケルメッキ
金具 蝶タック、マグネット
- ・数量：600個（蝶タック500個、マグネット100個）
- ・制作方法：研ぎエボ
- ・台紙：H56×W46mm、表フルカラー、裏1色
- ・仕上げ：ピンバッジ及び台紙をPP袋に封入

(2) ピンバッジの制作については、以下の通りとする。

- ・ピンバッジ及び台紙のデザインについては、発注者が提供するイラストデータ、文字原稿等をもとに令和4年12月14日（水）までにデザイン案を制作すること。
- ・デザイン案を制作後、校正（2回程度）を行い、（状況により、校正回数を増やすことがある。）発注者の最終確認を経て決定とすること。
- ・デザインデータ校了後、AI及びPDFデータを提出すること。

(3) 納品期限等については、以下の通りとする。

令和5年1月31日（火）までに、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局（岐阜県県民文化局文化創造課内）まで納品すること。

5. その他留意事項

- ・著作権については、別紙「著作権等取扱特記事項」によること。意匠権及びその他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- ・業務の実施に当たっては、発注者と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- ・本仕様書に明示なき事項及び本仕様書に寄り難き事項については、その都度、発注者と協議のうえ進めることとする。

6. 不当介入における通報義務

- ・受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念上等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ・受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に業務内容の変更を請求することができる。

7. 発注者等

- ・発注者

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会 会長 古田 肇

- ・連絡先

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局（岐阜県県民文化局文化創造課内）

TEL：058-272-8227 FAX：058-278-3529

(別紙)

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者（以下「乙」という。）に帰属する。
- 2 制作物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者（以下「甲」という。）又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 制作物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 2 制作物の制作のために乙が提供した制作物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に甲に譲渡する。
- 一 図版・イラスト
 - 二 一を構成する素材
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に制作物及び当該制作物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を乙に譲渡させるものとする。
- 一 乙の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 乙は、甲に対し、制作物及び当該制作物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「制作物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 甲は、制作物等が著作物に該当する場合において、当該制作物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 乙は、甲に対し、制作物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(制作物等の電子データの提供)

- 第5 乙は、甲に対し、制作物等の電子データを、甲が指定するクラウドストレージへ引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された電子データの制作の対価は、契約金額に含まれるものとする。
 - 3 第1項の制作物等の電子データの所有権は、当該制作物の引渡し時に甲に移転する。